

# 令和5年度 長野県民交通災害共済組合事業計画

## 1 事業

### (1) 見舞金の支払い

共済の加入者(会員)が交通事故により災害を受けた際、見舞金請求により災害の程度に応じて、共済見舞金、障がい見舞金及び遺児見舞金を支払う。

**共済見舞金** 会員が交通事故による災害で受傷した場合

・入院通院の実日数により算定し2万円～100万円

**障がい見舞金** 会員が交通事故による災害が原因で身体障がい1～3級、精神障がい1級に認定された場合

・障がいの程度により20万円～40万円

**遺児見舞金** 会員が交通事故で死亡し、生計を一にする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの遺児がある場合

・遺児1人につき30万円

### (2) 加入促進

#### ア 広報

##### (ア) チラシ配布

令和5年度会員の加入促進のため、各世帯1枚、子ども1人につき1枚のチラシを家庭または学校等に配布する。

##### (イ) テレビコマーシャル

交通災害共済制度をテレビの媒体を通じて周知し、加入促進を図る。

加入募集時期(2月～3月)に併せてコマーシャルを流すことにより効果的な加入促進をねらう。

##### (ウ) 新聞折込

加入募集時期に、信濃毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、長野日報に1回(3月頃)チラシを折り込む。

##### (エ) ポスター

ポスターの掲示により、窓口・連絡先等の周知を図り、加入・請求促進を目標とする。医療機関などへの掲示を働きかける等、掲示箇所の拡大を目指す。

### (オ) ホームページ

組合のホームページと各市のホームページとをリンクさせながら交通災害共済制度を広くPRする。また、職員専用ページを活用し、交通共済事業に係る情報を共有し、円滑な事務処理の促進を図る。

### (カ) のぼり旗の設置

のぼり旗の市役所窓口及び庁舎への設置を引き続き行い、交通災害共済制度についてPRする。

### (キ) 公用車への広告掲載

市内を移動する各市公用車に広告の貼付を引き続き行い、交通災害共済制度の周知を図る。

## イ その他

### (ア) 自治会等役員向けのリーフレットの作成・配付

加入申込みの取りまとめを依頼している自治会等役員向けのリーフレットを作成・配付し、当共済に対する理解と協力を求める。

### (イ) アンケートの実施

効果的な加入促進を行うため、会員に対しアンケートを実施する。

### (ウ) その他

組織市に事務局職員が出向き、加入促進、事務手続き等の相談に応じる。

## 2 会議等の開催

### (1) 議会定例会

5年 8月 24日(木)	(長野県市長会総会開催日)	諏訪市
6年 2月 1日(木)	(長野県市長会定例会開催日)	長野県自治会館

### (2) 組織市長会

5年 10月 4日(水)	(北信越市長会総会前日 千曲市周辺)	
6年 2月 1日(木)	(長野県市長会定例会開催日)	長野県自治会館

### (3) 担当課長会議、事務担当者会議等

5年 4月 26日(水)	事務担当者会議	長野県自治会館
10月 頃	事務研究会	長野県自治会館
6年 1月 16日(火)	担当課長・事務担当者会議	長野県自治会館

### (4) 審査会

見舞金の額の決定に当たり疑義が生じたとき、その事故内容、見舞金の額等を審査するために随時開催する。

### 3 交 付 金

#### 交通災害共済事務交付金

・ 募集関係			
400 円会員	1 人	60 円	} の会員割
100 円会員	1 人	10 円	
・ 賃金関係			
400 円会員	1 人	20 円	} の会員割
100 円会員	1 人	10 円	

【7月末現在の会員数（8月4日（金）までに組合に報告されたもの）を基に算出し、8月31日（木）に交付】

### 4 そ の 他

#### （1）見舞金の多数回請求者への注意喚起の徹底

見舞金請求者の見舞金支払状況を把握し、過去5年間で一定回数の見舞金請求があった場合に、請求者に対して文書による注意喚起を行い、交通事故被害の減少を図る。

#### （2）諸統計の整理・作成

見舞金支払いに係る諸統計の整理・作成を行い、制度改革の際の基礎資料とする。

#### （3）電子化に向けた研究・検討（～R7年度）

事務の効率化、時代に即したシステムづくり等を見据え、電子化の研究・検討を行う。（長野県市町村自治振興組合 電子自治体推進部門と協働しつつ、電子化推進等検討準備会において検討）